

仙台防災枠組 2015-2030

内容

ページ

期待される成果と目標.....	4
III. 行動指針.....	5
IV. 行動の優先順位.....	7
優先度 1.災害リスクの把握.....	7
優先度 2.災害リスク管理のための災害リスクガバナンスの強化.....	9
優先度 3.レジリエンスのための災害リスク軽減への投資.....	11
優先度 4.効果的な対応と「構築」のための災害準備の強化.....	13
回復、リハビリテーション、再建における「バックベター」.....	13
V. ステークホルダーの役割.....	15
VI. 国際協力とグローバル・パートナーシップ.....	16

1. 現在のポスト 2015 年防災枠組は、2015 年 3 月 14 日から 18 日まで宮城県仙台市で開催された第 3 回世界防災会議で採択され、各国にとって以下のユニークな機会となりました。

(a) 災害リスク軽減のための簡潔で、焦点を絞った、将来を見据えた、行動指向のポスト 2015 年の枠組みを採用する。

(b)兵庫行動枠組 2005-2015:災害に対する国家とコミュニティのレジリエンスの構築の実施の評価とレビューを完了する。¹

(c)地域的および国家的な戦略/制度、防災計画とその提言、ならびに兵庫行動枠組の実施の下での関連する地域協定を通じて得られた経験を検討する。

(d)災害リスク軽減のためのポスト 2015 年枠組みを実施するとのコミットメントに基づく協力のモダリティを特定する。

(e)災害リスク軽減のためのポスト 2015 年枠組みの実施の定期的レビューのためのモダリティを決定する。

2. 世界会議において、各国はまた、²持続可能な開発と貧困撲滅の文脈において新たな切迫感をもって対処され、適切な場合には、あらゆるレベルの政策、計画、プログラム及び予算に統合され、関連する枠組みの中で検討されるべき、災害リスクの軽減及び災害に対する強靱性の構築へのコミットメントを再確認した。

兵庫行動枠組:学んだ教訓、特定されたギャップ、および将来の課題

3. 2005 年に兵庫行動枠組が採択されて以来、その実施に関する国および地域の進捗報告書およびその他のグローバル報告書に記載されているように、国およびその他の関連する利害関係者による地方、国、地域、および世界レベルでの災害リスクの軽減が達成され、いくつかの危険が発生した場合の死亡率の低下につながっています。³ 災害リスクの軽減は、将来の損失を防ぐための費用対効果の高い投資です。効果的な災害リスク管理は持続可能な開発に貢献します。各国は災害リスク管理の能力を強化しています。災害リスク軽減のためのグローバル・プラットフォームや災害リスク軽減のための地域プラットフォーム、その他の関連する国際的・地域的協力フォーラムなど、災害リスク軽減のための戦略的助言、調整、パートナーシップ開発のための国際メカニズムは、政策と戦略の開発、知識と相互学習の進歩に役立ってきました。全体として、兵庫行動枠組は、国民や機関の意識を高め、政治的コミットメントを生み出し、あらゆるレベルの幅広い利害関係者による行動に焦点を当て、促進するための重要な手段でした。

4. しかし、同じ 10 年間にわたって、災害は大きな犠牲を払い続け、その結果、人、コミュニティ、国全体の幸福と安全が影響を受けました。災害により、70 万人以上が命を落とし、140 万人以上が負傷し、約 2,300 万人が家を失いました。全体として、15 億人以上がさまざまな形で災害の影響を受けました。女性、子供、脆弱な状況に

¹ A/CONF.206/6 および Corr.II、解像度2。

2

レジリエンスは、「危険にさらされたシステム、コミュニティ、または社会が、その本質的な基本構造と機能の維持と回復などを通じて、危険の影響にタイムリーかつ効率的な方法で抵抗、吸収、適応、および回復する能力」と定義されています。

災害リスク軽減に関する用語」、ジュネーブ、2009年5月(<http://www.unisdr.org/we/inform/terminology>)。

3

ハザードは、兵庫行動枠組で「人命の損失や怪我、物的損害、社会的および経済的混乱、または環境の悪化を引き起こす可能性のある、潜在的に有害な物理的事象、現象、または人間の活動」と定義されています。ハザードには、将来の脅威を表す可能性のある潜在的な条件が含まれる可能性があり、自然(地質学的、水文気象学的、生物学的)または人間のプロセスによって引き起こされる(環境劣化および技術的ハザード)など、さまざまな起源を持つ可能性があります。

ある人々は不釣り合いに影響を受けました。総経済的損失は 1.3 兆ドル以上でした。さらに、2008 年から 2012 年の間に、1 億 4400 万人が災害によって避難しました。災害の多くは気候変動によって悪化し、頻度と強度が増しており、持続可能な開発に向けた進展を著しく妨げています。証拠によると、すべての国で人と資産の曝露は脆弱性の減少よりも速く増加しているため、⁴ 新しいリスクと災害損失の着実な増加を生み出し、短期、中期、長期的に、特に地方およびコミュニティレベルで重大な経済的、社会的、健康的、文化的、環境的影響を及ぼします。特に、小規模災害や緩やかな災害は、地域や家計、中小企業に影響を及ぼし、全損失に占める割合が高くなっています。すべての国、特に災害による死亡率と経済的損失が不釣り合いに高い開発途上国は、財政的およびその他の義務を果たすために、起こりうる隠れたコストと課題のレベルの増加に直面しています。

5. 人、コミュニティ、国、その生活、健康、文化遺産、社会経済的資産、生態系をより効果的に保護し、回復力を強化するために、災害リスクを予測、計画、軽減することが緊急かつ重要です。
6. 曝露と脆弱性を減らし、新たな災害リスクの発生を防ぐための作業を強化し、災害リスクの発生に対する説明責任をあらゆるレベルで必要としています。貧困と不平等、気候変動と変動性、計画外の急速な都市化、不十分な土地管理と人口動態の変化などの複合要因、脆弱な制度的取り決め、リスク情報のない政策、民間災害リスク軽減投資に対する規制とインセンティブの欠如、複雑なサプライチェーンなどの複合要因など、根本的な災害リスク要因に取り組むことに焦点を当てる必要があります。技術の限られた利用可能性、天然資源の持続不可能な使用、生態系の低下、パンデミック、流行。さらに、国、地域、世界レベルでの災害リスク軽減におけるグッドガバナンスを引き続き強化し、災害対応、復旧、復興のための準備と国の調整を改善し、災害後の復旧と復興を、国際協力の強化モダリティに支えられた「より良い復興」に活用する必要があります。
7. 災害リスクに対するより広範で、より人間中心の予防的アプローチが必要です。災害リスク軽減の実践は、効率かつ効果的であるためには、マルチハザードおよびマルチセクターベースで、包括的でアクセス可能である必要があります。政府は、指導的、規制的、調整的役割を認識しつつ、政策、計画及び基準の設計及び実施において、女性、子ども及び若者、障害者、貧困者、移民、先住民、ボランティア、実務家及び高齢者のコミュニティを含む関連する利害関係者と関与すべきである。官民セクターや市民社会組織、学界や科学研究機関がより緊密に連携し、協力の機会を創出し、企業が災害リスクを経営慣行に統合する必要があります。
8. 国際的、地域的、準地域的及び国境を越えた協力は、災害リスクを軽減するための国家、その国及び地方当局並びにコミュニティ及び企業の努力を支援する上で引き続き極めて重要である。既存のメカニズムは、効果的な支援を提供し、より良い実施を達成するために強化を必要とするかもしれません。開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国及びアフリカ諸国並びに特定の課題に直面している中所得国は、能力構築、資金・技術支援並びに技術移転における適切で持続可能かつ時宜を得た実施手段を確保するため、二国間及び多国間のチャンネルを通じて国内の資源及び能力を強化するための特別な注意及び支援を必要としている。国際的なコミットメントに従って。
9. 全体として、兵庫行動枠組は、災害リスクを軽減するための取り組みにおいて重要なガイダンスを提供し、ミレニウム開発目標の達成に向けた進展に貢献してきました。しかし、その実施は、根本的な災害リスク要因への対処、行動の目標と優先順位の策定、⁵ あらゆるレベルでの災害レジリエンスを促進する必要性、および適切な

4

脆弱性は、兵庫行動枠組では、「物理的、社会的、経済的、環境的要因またはプロセスによって決定され、ハザードの影響に対するコミュニティの感受性を高める条件」と定義されています。

⁵ 兵庫防災枠組の行動2005-

2015の優先事項は、(1)災害リスク軽減が実施のための強力な制度的基盤を備えた国および地方の優先事項であることを確保する。(2)災害リスクを特定、評価、監視し、早期警戒を強化する。(3)知識、革新、

実施手段の確保において多くのギャップを浮き彫りにしました。ギャップは、政府と関連する利害関係者が支援的かつ補完的な方法で実施でき、管理すべき災害リスクを特定し、回復力を向上させるための投資を導くのに役立つ行動指向のフレームワークを開発する必要性を示しています。

10. 兵庫行動枠組から 10 年が経過した今も、災害は持続可能な開発に向けた努力を弱体化させ続けています。
11. ポスト 2015 年開発アジェンダ、開発資金、気候変動及び災害リスク軽減に関する政府間交渉は、国際社会に対し、それぞれのマニフェストを尊重しつつ、実施のための政策、制度、目標、指標及び測定システム間の一貫性を高めるまたとない機会を提供する。これらのプロセス間の適切な信頼できるリンクを確保することは、強靱性の構築と貧困撲滅という世界的な目標の達成に貢献する。
12. 持続可能な開発に関する国連会議 2012「私たちが望む未来」の成果は、災害リスクの軽減と災害に対する強靱性の構築が、持続可能な開発と貧困撲滅の文脈において新たな切迫感をもって対処され、適切な場合には、あらゆるレベルで統合されることを求めたことを想起する。会議はまた、環境と開発に関するリオ宣言のすべての原則を再確認します。
13. 国連気候変動枠組条約のマニフェストを尊重しつつ、災害リスクの推進力の 1 つとして気候変動に取り組むことは⁶、関連する政府間プロセスを通じて有意義かつ首尾一貫した方法で災害リスクを削減する機会を表しています。
14. このような背景から、災害リスクを軽減するために、災害リスクの監視、評価、理解、そのような情報とその作成方法を共有することにより、既存の課題に対処し、将来の課題に備える必要があります。災害リスクのガバナンスと関連機関・セクター間の調整を強化し、適切なレベルでの関連する利害関係者の完全かつ有意義な参加を強化する。個人、コミュニティ、国、および環境における経済的、社会的、健康的、文化的、教育的回復力に、また技術と研究を通じて投資する。マルチハザード早期警報システム、準備、対応、回復、リハビリテーション、再建を強化する。各国の行動と能力を補完するために、先進国と開発途上国の間、および国家と国際機関の間の国際協力を強化する必要があります。
15. この枠組みは、自然災害又は人為的ハザード並びに関連する環境的、技術的及び生物学的ハザード及びリスクによって引き起こされる、小規模及び大規模、頻繁かつまれな、突発的かつゆっくりと発生する災害のリスクに適用される。これは、すべてのレベルだけでなく、すべてのセクター内およびすべてのセクター間での開発における災害リスクのマルチハザード管理を導くことを目的としています。

期待される成果と目標

16. レジリエンスの構築と損失と被害の削減においてある程度の進歩は達成されましたが、災害リスクの大幅な削減には、人々とその健康と生活、および定期的なフォローアップにより明確に焦点を当てた忍耐力と粘り強さが必要です。今回の枠組みは、兵庫行動枠組を基礎として、今後 15 年間で以下の成果を達成することを目標としています。

教育を使用して、あらゆるレベルで安全と回復力の文化を構築する。(4)根本的なリスク要因を減らす。

(5)あらゆるレベルで効果的な対応のための災害準備を強化する。

6

この枠組みで言及されている気候変動問題は、条約の締約国の権限の下で、国連気候変動枠組条約のマニフェストの範囲内です。

人、企業、コミュニティ及び国の生命、生計及び健康並びに経済的、物理的、社会的、文化的及び環境的資産における災害リスク及び損失の大幅な削減

この成果の実現には、この枠組みの実施とフォローアップ、および必要な助長かつ実現可能な環境の創出において、あらゆるレベルのすべての国の政治的リーダーシップの強いコミットメントと関与が必要です。

17. 期待される結果を達成するには、次の目標を追求する必要があります。

危険への曝露及び災害に対する脆弱性を防止及び軽減し、対応及び復旧への備えを強化し、強靭性を強化する、統合的かつ包摂的な経済、構造、法律、社会、保健、文化、教育、環境、技術、政治及び制度的措置の実施を通じて、新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを軽減する。

この目標の追求には、開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国、アフリカ諸国、および特定の課題に直面している中所得国の実施能力と能力の強化が必要であり、国家の優先事項に沿った実施手段を提供するための国際協力を通じた支援の動員が含まれます。

18. この枠組みの成果と目標の達成における世界的な進捗状況の評価を支援するために、7つのグローバル目標が合意されました。これらの目標は世界レベルで測定され、適切な指標を開発するための作業によって補完されます。

国の目標と指標は、このフレームワークの成果と目標の達成に貢献します。7つのグローバルターゲットは次のとおりです。

- (a) 2030年までに世界の災害による死亡率を大幅に削減し、2020年から2030年の間に世界の10万人当たりの平均死亡率を2005年から2015年と比較して低下させることを目指す。
- (b) 2030年までに世界の感染者数を大幅に削減し、2020-2030年の間に世界の10万人当たりの平均数を2005-2015年と比較して引き下げることを目指す。⁷
- (c) 2030年までに世界の国内総生産(GDP)に関連する直接的な災害の経済的損失を削減します。
- (d) 2030年までに強靭性を整備することを含め、重要インフラへの災害被害や保健・教育施設等の基本的サービスの中断を大幅に削減する。
- (e) 2020年までに、国及び地方の防災戦略を策定する国の数を大幅に増やす。
- (f) 2030年までにこの枠組みを実施するための各国の行動を補完するための十分かつ持続可能な支援を通じて、開発途上国に対する国際協力を大幅に強化する。
- (g) 2030年までに、マルチハザード早期警報システム、災害リスク情報及び評価の利用可能性及びアクセスを国民に大幅に増加させる。

III. 行動指針

19 「より安全な世界のための横浜戦略:自然災害の予防、準備及び軽減のためのガイドライン及びその行動計

⁷ 影響を受ける人々のカテゴリーは、会議によって決定された仙台後の作業の過程で詳述されます。

画並びに⁸ 兵庫行動枠組」に含まれる原則に基づき、この枠組みの実施は、国内の状況を考慮しつつ、国内法並びに国際的な義務及びコミットメントと整合しつつ、以下の原則によって導かれる。

- (a) 各国は、国際的、地域的、準地域的、国境を越えた、二国間の協力などを通じて、災害リスクを防止し、軽減する主要な責任を有する。災害リスクの低減はすべての国にとって共通の関心事であり、開発途上国がそれぞれの状況と能力の文脈で国の災害リスク軽減政策と措置を効果的に強化および実施できる程度は、持続可能な国際協力の提供を通じてさらに強化することができます。
- (b) 災害リスクの軽減には、中央政府と関連する国の当局、セクター、利害関係者が、国の状況とガバナンスシステムに応じて責任を共有する必要があります。
- (c) 災害の危険を管理することは、開発の権利を含むすべての人権を促進および保護しながら、人とその財産、健康、生計、生産的資産、ならびに文化的小および環境的資産を保護することを目的としています。
- (d) 災害リスクの軽減には、社会全体の関与とパートナーシップが必要です。また、エンパワメントと、災害の影響を不釣り合いに受けている人々、特に最貧困層に特別な注意を払う、包括的でアクセス可能で差別のない参加が必要です。すべての政策と慣行における性別、年齢、障害、文化的視点。女性と若者のリーダーシップの促進。これに関連して、市民の組織化された自発的な活動の改善に特別な注意を払うべきである。
- (e) 災害リスクの軽減と管理は、セクター内およびセクター間、およびすべてのレベルの関連する利害関係者との調整メカニズムに依存しており、国および地方レベルでの行政および立法の性質を持つすべての国家機関の完全な関与と、ビジネスおよび学界を含む公的および民間の利害関係者にわたる責任の明確な明確化が必要です。相互のアウトリーチ、パートナーシップ、役割の補完性、説明責任、フォローアップを確保すること。
- (f) 国および連邦の州政府の役割を有効にし、指導し、調整することは依然として不可欠ですが、必要に応じて、リソース、インセンティブ、意思決定の責任などを通じて、災害リスクを軽減するために地方自治体と地域社会に権限を与える必要があります。
- (g) 災害リスクの軽減には、性別、年齢、障害を含む細分化されたデータのオープンな交換と普及、および簡単にアクセスでき、最新で、理解可能で、科学に基づいた、機密性のないリスク情報に基づいて、マルチハザードアプローチと包括的なリスク情報に基づいた意思決定が必要です。
- (h) 関連する政策、計画、慣行及びメカニズムの開発、強化及び実施は、持続可能な開発及び成長、食料安全保障、健康及び安全、気候変動及び変動性、環境管理及び災害リスク軽減アジェンダにわたって、適切な場合には一貫性を目指さなければならない。災害リスクの軽減は、持続可能な開発を達成するために不可欠です。
- (i) 災害リスクの要因は、地域、国、地域、または世界規模である可能性があります。災害リスクには、災害リスクを軽減するための対策を決定するために理解しなければならない地域的小および特定の特性があります。
- (j) 災害リスク情報に基づいた公的および民間の投資を通じて根本的な災害リスク要因に対処することは、災害後の対応と復旧に主に依存するよりも費用効果が高く、持続可能な開発に貢献します。
- (k) 災害後の復旧、復旧、復興の段階では、「より良い復興」を行い、災害リスクに対する公教育と意識を高めることにより、災害リスクの発生を防止し、軽減することが重要です。
- (l) 効果的で有意義なグローバル・パートナーシップ及び先進国による政府開発援助のそれぞれのコミットメントの履行を含む国際協力の更なる強化は、効果的な災害リスク管理のために不可欠である。
- (m) 開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国及びアフリカ諸国、並びに特定の災害リスクの課題に直面している中所得国及びその他の国々は、先進国及びパートナーのニーズ及び優先順

⁸ A/CONF.172/9, チャップ.I, 決議1, 附属書I。

位に合わせた資金、技術移転及び能力構築を通じたものを含め、適切で持続可能かつ時宜を得た支援の提供を必要としている。彼らによって識別されるように。

IV. 行動の優先順位

20. 兵庫行動枠組の実施を通じて得られた経験を考慮し、期待される成果と目標を追求するために、次の4つの優先分野において、地方、国、地域、世界レベルでの州によるセクター内およびセクター間の集中的な行動が必要です。
 1. 災害リスクを理解する。
 2. 災害リスク管理のための災害リスク管理ガバナンスの強化
 3. レジリエンスのための災害リスク軽減への投資。
 4. 効果的な対応のための災害準備を強化し、復旧、復興における「より良い復興」を行う。
21. 災害リスク軽減へのアプローチにおいて、国家、地域及び国際機関並びにその他の関連する利害関係者は、これら4つの優先事項のそれぞれに掲げる主要な活動を考慮し、必要に応じて、各国の法律及び規制に沿って、それぞれの能力及び能力を考慮しつつ、それらを実施すべきである。
22. 世界的な相互依存が増大する中、特に開発途上国にとって、あらゆるレベルでの災害リスク軽減のための知識、能力、動機付けを刺激し、発展させるために、協調した国際協力、実現可能な国際環境及び実施手段が必要である。

優先度 1. 災害リスクの把握

23. 災害リスク管理の方針と実践は、脆弱性、能力、人と資産の暴露、危険特性、および環境のあらゆる側面における災害リスクの理解に基づくべきである。このような知識は、災害前のリスク評価、予防と軽減、および災害への適切な準備と効果的な対応の開発と実施のために活用できます。

国および地方レベル

24. これを達成するには、次のことが重要です。
 - (a) 関連するデータおよび実用的な情報の収集、分析、管理、および使用を促進します。必要に応じて、さまざまなカテゴリのユーザーのニーズを考慮して、その普及を確実にします。
 - (b) ベースラインの利用と強化を奨励し、災害リスク、脆弱性、容量、曝露、ハザード特性、および国の状況に沿った生態系に対する関連する社会的および空間的規模でのそれらの可能な順次的影響を定期的に評価します。
 - (c) 定期的に関係、更新し、必要に応じて、地理空間情報技術を使用して、リスクマップを含むロケーションベースの災害リスク情報を意思決定者、一般市民、および災害の危険にさらされているコミュニティに適切な形式で配布します。
 - (d) 災害損失を体系的に評価、記録、共有、および公的に説明し、必要に応じて、イベント固有の危険曝露および脆弱性情報のコンテキストで、経済的、社会的、健康、教育、環境、文化遺産の影響を理解します。

-
- (e) 機密性の低い危険へのエクスポージャー、脆弱性、リスク、災害、損失の細分化された情報を、必要に応じて自由に利用およびアクセスできるようにする。
 - (f) 信頼できるデータへのリアルタイムアクセスを促進し、地理情報システム(GIS)を含む空間および現場情報を活用し、情報通信技術の革新を使用して、測定ツールとデータの収集、分析、および配布を強化します。
 - (g) 既存の訓練・教育メカニズムやピアラーニングの使用を含む、災害リスク軽減に関する経験、教訓、グッドプラクティス、トレーニング、教育を共有することにより、あらゆるレベルの政府関係者、市民社会、コミュニティ、ボランティア、および民間セクターの知識を構築します。
 - (h) 災害リスク管理における効果的な意思決定のための科学と政策のインターフェースを促進するために、科学技術コミュニティ、その他の関連する利害関係者および政策立案者の間の対話と協力を促進および改善します。
 - (i) 災害リスク評価における科学的知識並びに特定のセクターの政策、戦略、計画及びプログラムの開発及び実施を補完するために、地域及び状況に合わせて調整されるべき分野横断的なアプローチにより、伝統的、先住民及び地域の知識及び慣行の適切な利用を確保する。
 - (j) 既存の知識を活用し、統合し、災害リスク、脆弱性、およびすべての危険への曝露を評価するための方法論とモデルを開発および適用するための技術的および科学的能力を強化します。
 - (k) ギャップ、障害、相互依存性、社会的、経済的、教育的、環境的課題と災害リスクに対処するために、災害リスク管理における長期的、マルチハザードかつソリューション主導の研究におけるイノベーションと技術開発への投資を促進する。
 - (l) 防災、緩和、準備、対応、復旧及びリハビリテーションを含む災害リスクに関する知識を、公式及びノンフォーマル教育並びにあらゆるレベルの市民教育並びに専門教育及び訓練に取り入れることを促進する。
 - (m) 特定の対象者とそのニーズを考慮しつつ、キャンペーン、ソーシャルメディア、コミュニティの動員を通じて、災害リスク情報と知識を含む、災害リスク軽減に関する公教育と意識を強化するための国家戦略を促進する。
 - (n) 災害リスク軽減政策を策定し実施するために、脆弱性、人、コミュニティ、国、資産の能力と露出、および危険特性のすべての側面にリスク情報を適用します。
 - (o) 地域密着型組織や非政府組織の関与を通じて災害リスク情報を発信するために、地域レベルの人々の間の協力を強化する。

グローバルおよび地域レベル

25. これを達成するには、次のことが重要です。

- (a) 災害損失並びに関連する細分化されたデータ及び統計を記録及び共有し、並びに災害リスクのモデル化、評価、マッピング、監視及びマルチハザード早期警戒システムを強化するための科学に基づく方法論及びツールの開発及び普及を強化する。
- (b) マルチハザード災害リスクに関する包括的な調査の実施、気候変動シナリオを含む地域災害リスク評価及びマップの開発を促進する。
- (c) 技術移転、機密でないデータ、情報、適切な場合には、通信、地理空間及び宇宙ベースの技術並びに関連サービスへのアクセス及び共有及び使用を含む国際協力を通じて促進し、強化する。その場で、遠隔地でセンシングされた地球と気候の観測を維持および強化します。ソーシャルメディア、伝統的メディア、ビッグデータ及び携帯電話ネットワークを含むメディアの利用を強化し、災害リスクコミュニケーションを成功させるための国家措置を、適切かつ国内法に従って支援する。

-
- (d) 科学技術コミュニティ、学界、民間部門と協力して共通の取り組みを促進し、国際的にグッドプラクティスを確立、普及、共有する。
 - (e) グッドプラクティス、費用効果が高く使いやすい災害リスク軽減技術、および災害リスク軽減のための政策、計画、措置について学んだ教訓に関する情報を交換するための、地方、国、地域、およびグローバルなユーザーフレンドリーなシステムおよびサービスの開発を支援する。
 - (f) 既存のキャンペーンに基づいて、一般の意識と教育の手段として効果的なグローバルおよび地域のキャンペーンを開発する(たとえば、
「100万の安全な学校と病院」イニシアチブ、「都市をレジリエントにする:私の街は準備を整えています!」キャンペーン、国連笹川防災賞、毎年恒例の国連国際防災デー)は、防災、レジリエンス、責任ある市民権の文化を促進し、災害リスクの理解を生み出し、相互学習を支援し、経験を共有します。官民の利害関係者がそのようなイニシアチブに積極的に関与し、地方、国、地域、世界レベルで新しいイニシアチブを開発することを奨励します。
 - (g) 次のことを行うため、UNISDR 科学技術諮問グループの支援を得て、あらゆるレベル及びすべての地域の既存のネットワーク及び科学研究機関の調整を通じて、災害リスクの軽減及びその動員に関する科学的及び技術的作業を強化する。災害リスクのパターン、原因および影響に関する科学研究を促進する。地理空間情報技術を最大限に活用してリスク情報を広める。リスク評価、災害リスクモデリング、データ使用の方法論と基準に関するガイダンスを提供する。研究と技術のギャップを特定し、災害リスク軽減における研究の優先分野に関する推奨事項を設定します。意思決定への科学技術の利用可能性と応用を促進し、支援する。2009年 UNISDR 防災用語の更新に貢献する:災害後のレビューを学習と公共政策を強化する機会として利用する。研究を広める。
 - (h) 必要に応じて、交渉による譲歩を含め、著作権で保護された特許資料の利用を奨励する。
 - (i) 災害リスク管理におけるイノベーションとテクノロジー、および長期的、マルチハザード、ソリューション主導の研究開発へのアクセスとサポートを強化します。

優先度 2. 災害リスク管理のための災害リスクガバナンスの強化

26. 国、地域、世界レベルでの災害リスクガバナンスは、災害リスクの効果的かつ効率的な管理にとって非常に重要です。明確なビジョン、計画、能力、ガイダンス、セクター内およびセクター間の調整、および関連する利害関係者の参加が必要です。したがって、予防、緩和、準備、対応、復旧、リハビリテーションのための災害リスクガバナンスを強化することが必要であり、災害リスクの軽減と持続可能な開発に関連する手段の実施のためのメカニズムと機関間の協力とパートナーシップを促進します。

国および地方レベル

27. これを達成するには、次のことが重要です。

- (a) すべてのセクター内およびすべてのセクター間で災害リスク削減を主流化し、統合します。役割と責任を定義することにより、公的部門と民間部門を次のように導く、法律、規制、公共政策の国および地方の枠組みの一貫性とさらなる発展を、必要に応じてレビューおよび促進します。(ii)個人、世帯、コミュニティおよび企業による行動に対するインセンティブを必要に応じて促進し、提供する。(iii) 災害リスクの透明性に関する関連するメカニズム及びイニシアティブ(これには、金銭的インセンティブ、公衆の意識向上及び訓練イニシアティブ、報告要件並びに法的及び行政的措置を含む)を強化すること。(iv)調整および組織構造を導入する。
- (b) リスクの発生の防止、既存のリスクの低減、経済的、社会的、健康的、環境的強靱性の強化を目的とした、目標、指標、時間枠を含むさまざまなタイムスケールにわたる国および地方の災害リスク軽減戦略と計画を採択し、実施する。

-
- (c) 地方および国レベルで特定されたリスクに対処するための技術的、財政的、および管理上の災害リスク管理能力の評価を実施する。
 - (d) 土地利用及び都市計画、建築基準法、環境及び資源管理並びに安全衛生基準に関するものを含む、部門別法及び規制の既存の安全強化条項の高水準の遵守を確保するために必要なメカニズム及びインセンティブの確立を奨励し、必要に応じて、災害リスク管理に十分に焦点を当てることを確保するため、それらを更新すること。
 - (e) 必要に応じて、国および地方の計画の進捗状況をフォローアップし、定期的に評価し、公に報告するためのメカニズムを開発および強化する。国民の監視を促進し、国会議員やその他の関連当局者によるものを含め、災害リスク軽減のための地方および国の計画の進捗報告に関する制度的議論を奨励する。
 - (f) 必要に応じて、災害リスク管理機関内のコミュニティ代表者に明確な役割とタスクを割り当て、関連する法的枠組みを通じてプロセスと意思決定を行います。そのような法律および規制の策定中に、それらの実施を支援するために包括的な公的およびコミュニティの協議を実施する。
 - (g) 国及び地方レベルの関連する利害関係者で構成される政府調整フォーラム(災害リスク軽減のための国及び地方のプラットフォーム、及びポスト 2015 年枠組みを実施するための指定された国家窓口など)を設置し、強化する。そのようなメカニズムは、特に、部門別および多部門の災害リスクを特定し、機密性の低い災害リスク情報およびデータの共有および普及を通じて災害リスクに関する認識および知識を構築し、地域および国の災害リスクに関する報告に貢献し、調整するための責任と権限を明確に割り当てられた国家制度的枠組みに強力な基盤を有することが必要である。災害リスクに関する国民の意識向上キャンペーンを調整し、地域の多部門協力(地方自治体間など)を促進および支援し、国および地方の災害リスク管理計画および災害リスク管理に関連するすべての政策の決定と報告に貢献します。これらの責任は、法律、規制、基準、および手順を通じて確立する必要があります。
 - (h) 必要に応じて、規制および財政的手段を通じて、地方レベルでの災害リスク管理において市民社会、コミュニティ、先住民および移民と協力および調整するための権限を地方自治体に与える。
 - (i) 国会議員に対し、関連する法律の新規制定または改正、予算配分の設定を通じて、災害リスク軽減の実施を支援するよう奨励する。
 - (j) 民間部門、市民社会、専門家団体、科学組織、国連の参加を得て、災害リスク管理の認証や賞などの品質基準の開発を促進する。
 - (k) 可能であれば、国内法および法制度に従って、災害リスクゾーンにおける人間の居住地の防止または移転の問題に対処することを目的とした公共政策を策定する。

グローバルおよび地域レベル

28. これを達成するには、次のことが重要です。

- (a) より効率的な計画を促進し、共通の情報システムを構築し、協力と能力開発のためのグッドプラクティスとプログラムを交換するために、この枠組みに照らして適切な場合、合意された地域および小地域の戦略とメカニズムを通じて地域レベルでの行動を導き、特に共通の国境を越えた災害リスクに対処するため。
- (b) 必要に応じて、気候変動、生物多様性、持続可能な開発、貧困撲滅、環境、農業、保健、食料及び栄養等、災害リスク軽減に関連する手段及びツールの実施及び一貫性のための、世界的及び地域的なメカニズム及び機関の協力を促進する。
- (c) パートナーシップを構築し、実施の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて、開発や気候問題を含む災害リスク情報に基づいた政策、プログラム、投資に関する実践と知識を共有し、他の関連セクターにおける災害リスク管理の統合を促進するために、災害リスク軽減のためのグローバルプラットフォーム、災害リスク軽減のた

めの地域および準地域プラットフォーム、およびテーマ別プラットフォームに積極的に関与する。地域の政府間組織は、災害リスク軽減のための地域プラットフォームにおいて重要な役割を果たすべきである。

- (d) 河川流域内や海岸線などの共有資源に関する生態系ベースのアプローチの実施のための政策と計画を可能にし、レジリエンスを構築し、エピデミックや避難のリスクを含む災害リスクを軽減するための国境を越えた協力を促進する。
- (e) とりわけ、関心国間の自発的かつ自発的なピアレビューを通じて、相互の学習とグッドプラクティスと情報の交換を促進する。
- (f) 適切な場合には、兵庫行動監視枠組の経験から利益を得て、関連するデータ及び情報を含む、災害リスクの監視及び評価のための国際的な自発的メカニズムの強化を促進すること。上記のメカニズムは、持続可能な社会的および経済的発展のために、関連する国の政府機関および利害関係者に対する災害リスクに関する非機密情報の交換を促進する可能性があります。

優先度 3.レジリエンスのための災害リスク軽減への投資

29. 構造的および非構造的措置を通じた災害リスクの予防と軽減への公的および民間の投資は、人、コミュニティ、国とその資産、ならびに環境の経済的、社会的、健康的、文化的回復力を高めるために不可欠です。これらは、イノベーション、成長、雇用創出の推進力となる可能性があります。このような措置は費用効果が高く、命を救い、損失を防止および削減し、効果的な回復とリハビリテーションを確実にするのに役立ちます。

国および地方レベル

30. これを達成するには、次のことが重要です。
- (a) 関連するすべての部門における防災戦略の政策、計画、法律および規制の開発および実施のために、適切な場合、すべての行政レベルで、資金およびロジスティクスを含む必要な資源を配分する。
 - (b) 都市部及び農村部における政府及び社会に対する災害の財政的影響を軽減するため、災害リスク移転及び保険、リスク分担及び維持並びに財政的保護のためのメカニズムを、必要に応じて、公的及び民間投資の双方について促進する。
 - (c) 適切な場合には、特に次のことを通じて、災害に強靱な公的及び民間の投資を強化する:重要な施設、特に学校、病院及び物理的インフラにおける構造的、非構造的及び機能的な災害リスクの予防及び軽減措置。ユニバーサルデザインの原則の使用や建築材料の標準化など、適切な設計と建設を通じて危険に耐えるために最初からより良い建物。改造と再構築。メンテナンスの文化を育む。経済的、社会的、構造的、技術的および環境的影響評価を考慮に入れる。
 - (d) 文化的および収集機関、ならびに歴史的、文化的遺産および宗教的関心のあるその他の場所の保護を保護または支援する。
 - (e) 構造的および非構造的対策を通じて職場の災害リスク回復力を促進する。
 - (f) 都市計画、土地劣化評価、非公式および非恒久的な住宅を含む土地利用政策の策定と実施への災害リスク評価の主流化、ならびに予想される人口動態および環境変化に基づくガイドラインとフォローアップツールの使用を促進する。
 - (g) 災害リスクの評価、マッピング及び管理を、とりわけ山岳、河川、沿岸氾濫原地域、乾燥地、湿地及び干ばつ及び洪水が発生しやすいその他の全ての地域の農村開発計画及び管理に主流化することを促進する(これには、人間の居住にとって安全な地域の特定及び同時に、リスクの低減に資する生態系機能の維持を通じて、

-
- (h) 適切な場合には、国又は地方レベルでの既存の建築基準法、基準、リハビリテーション及び再建の慣行の改訂又は開発を奨励し、特に非公式で限界的な人間の居住地において、それらをより適用可能にすることを目的として、適切なアプローチを通じて、そのような規範を実施、調査及び執行する能力を強化する。災害に強い構造物の育成を視野に入れた。
 - (i) 災害リスク管理を、特に地方レベルでの一次、二次及び三次保健に統合することにより、国の保健システムの強靱性を強化する。災害リスクを理解し、保健業務における災害リスク軽減アプローチを適用および実施する医療従事者の能力を開発する。災害医療の分野における訓練能力の促進と強化。他のセクターと協力して、保健プログラムにおける災害リスク軽減アプローチ、および世界保健機関の国際保健規則(2005)の実施において、コミュニティ保健グループを支援および訓練します。
 - (j) 貧困の撲滅に向けて、貧困の撲滅に向けて、生計向上プログラムと統合されたコミュニティの関与、母子保健、性と生殖に関する健康、食料安全保障と栄養、住宅、教育などの基本的な保健サービスへのアクセスなどを通じて、包摂的な政策と社会的セーフティネットメカニズムの設計と実施を強化する。災害の影響を不釣り合いに受ける。
 - (k) 生命を脅かす慢性疾患を持つ人々は、その特定のニーズのために、命を救うサービスへのアクセスを含む、災害前、災害中、災害後のリスクを管理するための政策と計画の設計に含まれるべきです。
 - (l) 国内法及び状況に従って、被災者及び受入コミュニティの回復力を強化するために、災害による人の移動に対処する政策及びプログラムの採択を奨励する。
 - (m) 適切な場合には、金融及び財政手段における災害リスク軽減の考慮事項及び措置の統合を促進する。
 - (n) 生態系の持続可能な利用と管理を強化し、災害リスクの軽減を組み込んだ統合された環境と天然資源の管理アプローチを実施する。
 - (o) サプライチェーン全体でビジネスのレジリエンスを高め、生活と生産資産を保護します。サービスの継続性を確保し、災害リスク管理をビジネスモデルと慣行に統合する。
 - (p) 家畜、使役動物、道具及び種子を含む生計及び生産的資産の保護を強化する。
 - (q) 主要な経済的推進力として観光に大きく依存していることが多いため、観光産業全体で災害リスク管理アプローチを促進および統合します。

グローバルおよび地域レベル

31. これを達成するには、次のことが重要です。

- (a) 政策、計画、プログラム、プロセスにおいて、持続可能な開発と災害リスク軽減に関連するシステム、セクター、組織間の一貫性を促進する。
- (b) 国際社会のパートナー、ビジネス、国際金融機関、その他の関連する利害関係者と緊密に協力して、災害リスク移転と共有メカニズムと手段の開発と強化を促進する。
- (c) 災害リスクの軽減に役立つ新しい製品やサービス、特に開発途上国とその特定の課題を支援するものを開発するために、学術、科学、研究機関、ネットワーク、民間部門との間の協力を促進する。
- (d) 災害の潜在的な経済的・社会的影響を評価し予測するために、グローバル金融機関と地域金融機関の間の調整を奨励する。
- (e) 保健当局とその他の関連する利害関係者との間の協力を強化し、保健のための災害リスク管理、国際保健規則(2005年)の実施、および強靱な保健システムの構築のための各国の能力を強化する。

-
- (f) 家畜、使役動物、道具及び種子を含む生産的資産の保護のための協力及び能力構築を強化及び促進する。
 - (g) 家庭及びコミュニティレベルでのショックに対する強靱性を確保するために、生計向上プログラムにリンクされ、統合された災害リスク軽減措置としての社会的セーフティネットの開発を促進および支援する。
 - (h) 災害リスク軽減を通じた飢餓と貧困の撲滅を目的とした国際的な取組を強化し、拡大する。
 - (i) 災害に対するビジネスのレジリエンスを高めるために、関連する官民の利害関係者間の協力を促進および支援します。

優先度 4.効果的な対応と「構築」のための災害準備の強化 回復、リハビリテーション、再建における「バックベター」

32 人及び資産のエクスポージャーの増加を含む災害リスクの着実な増大は、過去の災害から学んだ教訓と相まって、災害対応のための災害準備を更に強化し、事象を見越して行動し、災害リスクの軽減を対応準備に統合し、あらゆるレベルで効果的な対応及び復旧のための能力を確保する必要性を示している。女性と障害者が公的に主導し、ジェンダー平等で普遍的にアクセス可能な対応、回復リハビリテーション、復興のアプローチを促進する権限を与えることが鍵となります。災害は、災害に先立って準備する必要がある復旧、復旧、復興の段階が、災害リスクの軽減を開発措置に統合し、国やコミュニティを災害に対して回復力のあるものにすることを含め、より良い復興のための重要な機会であることを示しています。

国および地方レベル

33. これを達成するには、次のことが重要です。

- (a) 気候変動シナリオとその災害リスクへの影響を考慮し、必要に応じてすべてのセクターと関連する利害関係者の参加を促進し、関連機関の関与を得て、災害への備えと緊急時の方針、計画、プログラムを作成またはレビューし、定期的に更新します。
- (b) 人間中心のマルチハザード、マルチセクター予測および早期警報システム、災害リスクおよび緊急通信メカニズム、社会技術、およびハザード監視通信システムに投資、開発、維持、強化する。参加型プロセスを通じてそのようなシステムを開発する。社会的および文化的要件、特に性別など、ユーザーのニーズに合わせて調整します。簡便かつ低コストの早期警戒装置・施設の適用を促進し、自然災害早期警戒情報の公開チャネルを拡大する。
- (c) 水、交通及び電気通信インフラ、教育施設、病院及びその他の保健施設を含む新規及び既存の重要インフラの強靱性を促進し、命を救う必要不可欠なサービスを提供するため、災害中及び災害後も安全、効果及び運用を維持することを確保する。
- (d) 国民の意識向上と救助・救援活動の実施に必要な資材の備蓄のためのコミュニティセンターを設立する。
- (e) 救援支援のための調整と資金調達のメカニズムと手順を確立または強化し、災害後の復旧と復興を計画および準備するための公共サービス労働者の役割を支援する公共政策と行動を採用する。
- (f) 災害対応に関する既存の労働力とボランティア労働者を訓練し、緊急時のより良い対応を確実にするために技術的およびロジスティック能力を強化する。
- (g) 災害後の段階における社会的・経済的復興及び基本的サービスの提供を含む、運営及び計画の継続性を確保する。

-
- (h) 地域のニーズに応じて、安全な避難所、必要不可欠な食料及び非食料救援物資へのアクセスを含む、災害及び関連する避難への迅速かつ効果的な対応を確保するため、避難訓練、訓練及び地域ベースの支援システムの確立を含む、定期的な災害への備え、対応及び復旧の演習を促進する。
 - (i) 各国当局の調整の下、災害後の復興の複雑で費用のかかる性質に鑑み、影響を受けるコミュニティや企業を含むあらゆるレベルの多様な機関、複数の当局、および関連する利害関係者の協力を促進する。
 - (j) 災害後の復旧及び復旧プロセスへの災害リスク管理の組み込みを促進し、救援、リハビリテーション及び開発の間のリンクを促進する。土地利用計画、構造基準の改善、専門知識、知識、災害後のレビュー、教訓の共有などの対策の開発などを通じて、短期、中期、長期的に災害リスクを軽減する能力を開発するために、復旧段階での機会を利用します。震災後の復興を被災地の経済的・社会的持続可能な開発に統合する。これは、災害によって避難した人々のための一時的な居住地にも適用されるべきである。
 - (k) 兵庫行動枠組採択以来の 10 年間にわたる復旧・復興プログラムから学び、経験、知識、教訓を交換することを含め、土地利用計画や構造基準の改善など、災害復興への備えのためのガイダンスを作成する。
 - (l) 公共施設及びインフラの危険範囲外への移転については、可能な限り、災害後の復興過程において、関係者と協議の上、適宜検討すること。
 - (m) 災害多発地域に住む人々を避難させる地方自治体の能力を強化する。
 - (n) 罹患率と死亡率の予防を改善するために、症例登録のメカニズムと災害による死亡率のデータベースを確立する。
 - (o) 回復計画を強化し、困窮しているすべての人々に心理社会的支援とメンタルヘルスサービスを提供する。
 - (p) 国際災害救援及び初期復興支援の国内円滑化及び規制に関するガイドラインに基づき、国際協力に関する国内法及び手続を適宜見直し、強化する。

グローバルおよび地域レベル

- 34. これを達成するには、次のことが重要です。
 - (a) 国の対処能力を超える状況における迅速かつ効果的な災害対応に備え、確保するための調整された地域的アプローチと運用メカニズムを適宜開発し、強化する。
 - (b) 災害への備え及び対応における協調的な行動を支援するための基準、規範、運用指針及びその他の指針等の手段の更なる開発及び普及を促進し、並びに政策実践及び災害後の復興プログラムのための教訓及びベストプラクティスに関する情報共有を促進する。
 - (c) 気候サービスのためのグローバルフレームワークに沿って、効果的で、全国的に互換性のある、地域のマルチハザード早期警戒メカニズムのさらなる開発と投資を促進し、すべての国にわたる情報の共有と交換を促進する。
 - (d) 国際復興プラットフォームのような、各国及び全ての関連する利害関係者の間で経験及び学習を共有するための国際メカニズムを強化する。
 - (e) 適切な場合には、水関連の災害リスク及びその社会への影響についての認識を高め、理解を深め、締約国の要請に応じて災害リスク軽減のための戦略を前進させるために、水文気象問題に関する世界的なメカニズムを強化及び実施するための関連国連機関を支援する。
 - (f) 共通の訓練や訓練を通じたものを含め、災害への備えに対処するための地域協力を支援する。
 - (g) 災害時及び災害後の対応能力及び資源の共有を促進するための地域議定書を促進する。
 - (h) 災害対応について既存の労働力とボランティアを訓練します。

V. ステークホルダーの役割

35. 国家は災害リスクを軽減するための全体的な責任を負っていますが、それは政府と関連する利害関係者の間で共有された責任です。特に、非国家的利害関係者は、地方、国、地域および世界レベルでの枠組みの実施において、国の政策、法律および規制に従って、国家に支援を提供する上でのイネーブラーとして重要な役割を果たす。彼らのコミットメント、善意、知識、経験、リソースが必要になります。
36. 利害関係者の具体的な役割と責任を決定する際、同時に既存の関連する国際文書に基づいて、国はすべての公的および私的利害関係者の側で以下の行動を奨励すべきである。
- (a) 市民社会、ボランティア、組織化された自発的な作業組織およびコミュニティベースの組織は、公的機関と協力して、とりわけ、災害リスク軽減のための規範的枠組み、基準および計画の開発および実施の文脈において、特定の知識および実用的なガイダンスを提供することに参加する。地方、国、地域、世界の計画と戦略の実施に従事する。災害リスクに関する国民の意識、予防の文化、教育に貢献し、支援する。必要に応じて、グループ間の相乗効果を強化する回復力のあるコミュニティと包括的で社会全体の災害リスク管理を提唱します。この点に関して、次の点に注意する必要があります。
- (i) 女性とその参加は、災害リスクを効果的に管理し、ジェンダーに配慮した災害リスク軽減政策、計画、プログラムを設計、資源、実施するために不可欠です。また、災害後の状況において、女性が備えるための権限を与え、代替的な生計手段のための能力を構築するために、適切な能力構築措置が講じられる必要があります。
- (ii) 子どもと若者は変化の主体であり、法律、国の慣行、教育カリキュラムに従って、災害リスクの軽減に貢献するためのスペースとモダリティを与えられるべきです。
- (iii) 障害者及びその組織は、災害リスクの評価並びに、特にユニバーサルデザインの原則を考慮しつつ、特定の要件に合わせた計画を立案及び実施する上で極めて重要である。
- (iv) 高齢者は長年の知識、スキル、知恵を持っており、災害リスクを軽減するための貴重な資産であり、早期警戒を含む政策、計画、メカニズムの設計に含める必要があります。
- (v) 先住民族は、その経験と伝統的な知識を通じて、早期警告を含む計画とメカニズムの開発と実施に重要な貢献を提供します。
- (vi) 移民はコミュニティと社会の回復力に貢献し、彼らの知識、スキル、能力は災害リスク軽減の設計と実施に役立つ可能性があります。
- (b) 学界、科学および研究機関およびネットワーク:中長期的に、新たな災害リスクを含む災害リスク要因およびシナリオに焦点を当てる。地域、国、地方の応用のための研究を増やす。地域社会や当局による行動を支援する。意思決定のための政策と科学の間のインターフェースを支持する。
- (c) 金融規制当局や会計機関を含む企業、専門家協会、民間金融機関、慈善財団は、特に零細・中小企業において、災害リスク情報に基づく投資を通じて、事業継続を含む災害リスク管理をビジネスモデルと慣行に統合する。従業員と顧客のための意識向上とトレーニングに従事する。災害リスク管理のための研究と革新、および技術開発に従事し、支援します。知識、慣行、および機密性の低いデータを共有および広める。必要に応じて、公共部門の指導の下で、災害リスク管理を組み込んだ規範的枠組みおよび技術基準の開発に積極的に参加する。
- (d) メディア:地方、国、地域、世界レベルで積極的かつ包括的な役割を果たし、国民の意識と理解の向上に貢献し、小規模災害を含む正確で機密性の低い災害リスク、ハザード、災害情報を、国家当局と緊密に協力して、単純、透明、理解しやすく、アクセス可能な方法で広める。特定の災害リスク軽減コミュニケーションポリシーを採用する。必要に応じて、早期警報システムと人命救助保護措置を支援する。そして、国の慣行に従って、予

防の文化と、社会のあらゆるレベルでの持続的な公教育キャンペーンと公開協議への強力なコミュニティの関与を刺激します。

37. 2013年12月20日の総会決議68/211を参照すると、協力のモダリティを特定し、この枠組みを実施するためには、関連する利害関係者によるコミットメントが重要である。これらのコミットメントは、地方、国、地域、世界レベルでのパートナーシップの発展と、地方および国の災害リスク軽減戦略と計画の実施を支援するために、具体的かつ期限付きである必要があります。すべての利害関係者は、国連防災事務所(UNISDR)のウェブサイトを通じて、フレームワークの実施、または国および地方の災害リスク管理計画の実施を支援するためのコミットメントと履行を公表することが奨励されています。

VI. 国際協力とグローバル・パートナーシップ

一般的な考慮事項

38. 開発途上国は、それぞれの能力が異なること、また、提供される支援のレベルと現在の枠組みをどの程度実施できるかとの関連性を考慮すると、開発のための国際協力とグローバルパートナーシップ、および継続的な国際支援を通じて、適切で持続可能かつタイムリーな資源を含む実施手段の提供を強化することを必要とし、災害リスクを軽減するための取り組みを強化する。
39. 災害リスク軽減のための国際協力には様々な資金源が含まれており、災害リスクを軽減するための開発途上国の努力を支援する上で重要な要素である。
40. 各国間の技術革新や研究能力の経済格差や格差に対処する上で、現在の枠組みの実施において、先進国から開発途上国へのスキル、知識、アイデア、ノウハウ、技術の流れを可能にし、促進するプロセスを含む技術移転を強化することが重要です。
41. 災害多発開発途上国、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国、内陸開発途上国及びアフリカ諸国並びに特定の課題に直面している中所得国は、災害への対応能力及び災害復旧能力をはるかに超える脆弱性及びリスクレベルが高いことを考慮すると、特に注意が必要である。このような脆弱性は、開発途上国が国家の優先事項とニーズに従ってこの枠組みを実施するのを支援するために、国際協力の緊急の強化と地域および国際レベルでの真正で持続的なパートナーシップの確保を必要とします。同様の注意と適切な支援は、群島諸国や広大な海岸線を有する国など、特定の特性を有する他の災害多発国にも拡大されるべきである。
42. 災害は、その独特で特定の脆弱性のために、小島嶼開発途上国に不釣り合いに影響を与える可能性があります。災害の影響は、その一部が激しさを増し、気候変動によって悪化しており、持続可能な開発に向けた進展を妨げています。小島嶼開発途上国の特殊なケースを考えると、レジリエンスを構築し、⁹ 災害リスク軽減の分野における SIDS 加速行動様式(SAMOA)経路の成果の実施を通じて特別な支援を提供することが極めて重要である。
43. アフリカ諸国は、インフラ、保健、生活の強靱性の強化に関連するものを含め、災害やリスクの増大に関連する課題に引き続き直面しています。これらの課題は、この枠組みの実施を可能にするために、国際協力の強化とアフリカ諸国への適切な支援の提供を必要とする。
44. 南北協力は、南南協力和三角協力によって補完され、災害リスクを軽減するための鍵であることが証明されており、両分野での協力を一層強化する必要があります。パートナーシップは、各国の潜在能力を最大限に

⁹ 総会決議69/15、附属書。

引き出し、災害リスク管理における国家能力を支援し、個人、コミュニティ、国の社会的、健康的、経済的福祉を改善することにより、さらに重要な役割を果たします。

45. 南南協力や三角協力を提供する途上国の努力は、南北協力を補完するものとして、先進国の南北協力を減らすべきではない。
46. 相互に合意した譲許的かつ優先的な条件で、信頼性が高く、手頃な価格で、適切で近代的な環境上適正な技術の公的および私的移転、さまざまな国際資金源からの資金調達。開発途上国に対する能力構築支援;あらゆるレベルで制度的および政策的環境を可能にすることは、災害リスクを軽減するための非常に重要な手段です。

実施の手段

47. これを達成するには、次のことを行う必要があります。
 - (a) 開発途上国は以下の提供を強化する必要があることを再確認する 災害リスク軽減のための調整された、持続的かつ適切な国際的支援、特に後発開発途上国、小島嶼開発途上国については、内陸国の発展途上国とアフリカ諸国、および中所得国 特定の課題に直面している国々は、二国間及び多国間のチャネルを通じて、技術的・財政的支援の強化、技術移転など相互に合意された譲許的および優先的な条件で、開発のために、そして彼らの能力の強化
 - (b) 国家、特に開発途上国の資金、環境に配慮した技術、科学及び包摂的なイノベーションへのアクセス、並びに既存のメカニズム、すなわち国連及びその他の関連機関を含む二国間、地域及び多国間の協力取極を通じた知識及び情報の共有を強化する。
 - (c) ノウハウ、イノベーション、研究を共有し、災害リスク軽減における技術や情報へのアクセスを確保するために、グローバル技術プールやグローバルシステムなどの協力のテーマ別プラットフォームの利用と拡大を促進する。
 - (d) 必要に応じて、貧困削減、持続可能な開発、天然資源管理、環境、都市開発及び気候変動への適応に関連する、全てのセクター内及び全てのセクターにわたる多国間及び二国間の開発援助プログラムに災害リスク軽減措置を組み込む。

国際機関からの支援

48. このフレームワークの実装をサポートするには、次のものがが必要です。
 - (a) 国連その他の国際機関及び地域機関、国際金融機関及び地域金融機関並びに防災に携わるドナー機関は、適切な場合には、この点に関する戦略の調整を強化するよう要請される。
 - (b) 資金及びプログラム並びに専門機関を含む国際連合システムの主体は、強靱性のための防災に関する国際連合行動計画、国際連合開発援助枠組み及び資源の最適利用を促進し、かつ、その要請に応じて、この枠組の実施において開発途上国を支援するための国別プログラムを通じて、能力の開発と強化、およびそれぞれのマンデートの範囲内で、バランスのとれた、よく調整された持続可能な方法で締約国の優先事項を支援する明確で焦点を絞ったプログラムを含む、国際保健規則(2005年)などの他の関連する枠組みと連携して、
 - (c) 国連防災事務所(UNISDR)は、特に、以下を通じてこの枠組みの実施、フォローアップ及びレビューを支援する。特にグローバル・プラットフォームのための進捗に関する定期的なレビューを準備し、適切な場合には、国連におけるフォローアップ・プロセスと適時に、首尾一貫した世界的及び地域的なフォローアップ及び指標の開発を支援し、かつ、調整しつつ、適切な場合には、持続可能な開発及び気候変動のための他の関連メカニ

ズムとともに、既存のウェブベースの兵庫行動監視枠組を適宜更新する;持続可能な開発指標に関する省庁間および専門家グループの作業に積極的に参加すること。締約国と緊密に協力し、専門家の動員を通じて実施するための証拠に基づく実践的なガイダンスを作成する。専門家や技術組織による基準の開発、アドボカシーイニシアチブ、災害リスク情報、政策、実践の普及を支援し、関連組織を通じて災害リスク軽減に関する教育と訓練を提供することにより、関連する利害関係者の予防文化を強化する。国家プラットフォームまたはそれに相当するものを含め、国家計画の策定において国を支援し、災害のリスク、損失、影響の傾向とパターンを監視する。災害リスク軽減のためのグローバル・プラットフォームを招集し、地域機関と協力して災害リスク軽減のための地域プラットフォームの組織化を支援する。レジリエンスのための災害リスク軽減に関する国連行動計画の改訂を主導する。国際災害リスク会議の科学技術諮問グループの強化を促進し、災害リスク軽減に関する科学技術作業を動員すること。締約国と緊密に連携して、締約国が合意した用語に沿って、2009年の災害リスク軽減に関する用語の更新を主導し、利害関係者のコミットメントレジストリを維持する。

- (d) 世界銀行や地域開発銀行などの国際金融機関は、開発途上国に統合的な災害リスク軽減のための資金支援と融資を提供するためのこの枠組みの優先事項を検討する。
- (e) 以下を含む他の国際機関および条約機関
国連気候枠組条約締約国会議
変化、世界および地域レベルの国際金融機関、ならびに国際赤十字および赤新月運動は、開発途上国の要請に応じて、この枠組みの実施において、他の関連する枠組みと連携して支援する。
- (f) 国連グローバル・コンパクトは、民間部門や企業との関与のための主要な国連イニシアチブとして、持続可能な開発と回復力のための災害リスク軽減の決定的な重要性にさらに関与し、促進すること。
- (g) 開発途上国の防災を支援する国連システムの全体的な能力は、国連防災信託基金への拠出の増加、適時、安定的かつ予測可能な拠出を含む様々な資金メカニズムを通じて十分な資金を提供し、この枠組みの実施に関する基金の役割を強化することにより強化されるべきである。
- (h) 議員間同盟及びその他の関連する地域機関及び国会議員が、必要に応じて、災害リスクの軽減及び国内法的枠組みの強化を引き続き支援し、提唱するためのメカニズム。
- (i) 連合都市・地方自治体機構及び地方自治体の関連機関は、防災及びこの枠組みの実施のために、地方自治体間の協力及び相互学習を引き続き支援する。

フォローアップアクション

- 49. 会議は、第 70 回総会において、経済社会理事会、持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム、および四年ごとの包括的な政策レビューサイクルと連携した、国連会議およびサミットへの統合的かつ調整されたフォローアッププロセスの一部として、災害リスク軽減のためのこの枠組みの実施における世界的な進捗状況のレビューを含める可能性を検討するよう招請します。必要に応じて、防災のためのグローバルプラットフォーム、防災のための地域プラットフォーム及び兵庫行動モニター枠組の貢献を考慮に入れる。
- 50. 会議は、加盟国によって指名され、国連防災事務所 (UNISDR) の支援を受け、関連する利害関係者の関与を得て、省庁間専門家グループの作業と併せてこの枠組みの実施における世界的な進捗状況を測定するための一連の可能な指標の開発のために、加盟国によって指名された専門家で構成され、オープンエンドの政府間作業部会の第 69 回セッションで設立することを総会に勧告する。持続可能な開発指標について。会議はまた、作業部会が、2016 年 12 月までに 2009 年の防災に関する UNISDR 用語の更新に関する科学技術諮問グループの勧告を検討し、その作業の成果を総会に提出し、その検討と採択を勧告する。